

議案第 8 8 号

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

児童福祉施設等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令等の公布に伴い、家庭的保育事業等の食事の提供の特例に管理栄養士を加えるため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年勝山市条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
(食事の提供の特例) 第17条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1) (略) (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の栄養士_____により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士_____による必	(食事の提供の特例) 第17条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1) (略) (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の栄養士又は管理栄養士_____により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士によ

要な配慮が行われること。 (3)～(5) (略) 2 (略)	る必要な配慮が行われること。 (3)～(5) (略) 2 (略)
--------------------------------------	--

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。